

事業者の皆様へのお願い

令和3年10月1日から、

北広島市クリーンセンターへの

廃棄物の搬入方法が変わります。

廃棄物の適正な処理と資源化のため、ご協力お願いいたします。

○主な変更点

1 搬入する廃棄物は事前に分別してください。

事前に市の分別区分に従って、分別されていない廃棄物は受入できません。クリーンセンター敷地内での廃棄物の分別はできませんので、あらかじめ分別してから搬入してください。

2 搬入の際は、廃棄物搬入申込書への記入と本人確認を行います。

毎回廃棄物の搬入時に、窓口にて備え付けの廃棄物搬入申込書に必要事項を記入し、提出いただきます。廃棄物搬入申込書は市 HP からダウンロード可能です。お車をご利用の場合、本人確認は原則、運転免許証のみとします。搬入者と事業者との関係がわかるもの（社員証、名刺等）があれば提示していただきます。

○搬入できる廃棄物

ア 北広島市内で発生した廃棄物

イ 市の分別区分に従って、事前に分別されている廃棄物

ウ 次のいずれかの廃棄物

- ・事業系一般廃棄物（一般廃棄物処理計画に定めるもの）
- ・産業廃棄物（市が一般廃棄物とあわせて処理できる産業廃棄物に定めるもの）

※搬入できる廃棄物の詳細は市 HP にて掲載しております。

上記1～2及びア～ウを満たさない廃棄物は、搬入できませんのでご了承下さい。

○注意事項

- ・計量後、お支払い窓口で手数料をお支払いください。なお、生ごみを搬入する場合、生ごみ以外の廃棄物の計量後に再度、生ごみを計量し、窓口で手数料をお支払いください。
- ・生ごみ等や個別に搬入が難しい小さなごみは分別し、透明・半透明の袋に入れて搬入してください。
- ・自ら廃棄物を搬入することが難しい場合は、収集運搬許可業者に依頼してください。
※詳細は裏面をご覧ください。



裏面もご覧ください。

○搬入対象者

① 事業活動に伴う廃棄物を搬入する事業者

- ・北広島市内で発生し、事前に分別された廃棄物のみクリーンセンターへ搬入することができます。搬入時に、その廃棄物が市内で発生したものであるかを確認します。

② 一般（産業）廃棄物収集運搬許可業者

廃棄物の収集運搬を依頼する場合は、以下の収集運搬許可業者に依頼してください。
処理を依頼する場合の料金等については、収集運搬許可業者にお問い合わせ下さい。

- ・協業組合エクセル三和 Tel011-372-2011
- ・広島建設株式会社 Tel011-372-3844
- ・環境サービス株式会社 Tel011-370-7325



注意

- ・他人が排出した廃棄物の収集・運搬を許可なく業として行うことは法律で禁じられています。収集運搬業の許可を持たずに、他者の廃棄物を運搬した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金（法人にあっては3億円以下の罰金）に処されます。
- ・他市町村からの廃棄物の搬入が疑われる場合は、厳正に対応いたします。

○廃棄物処理手数料

- ・事業系一般廃棄物（生ごみを除く） 10 kgにつき 118 円（税込）
- ・生ごみ 10 kgにつき 86 円（税込）
- ・産業廃棄物 10 kgにつき 237 円（税込）

詳しくは、市 HP(<https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>)にて北広島市クリーンセンター廃棄物受入基準（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物）を掲載しておりますのでご参照下さい。

お問い合わせ

北広島市役所市民環境部環境課
廃棄物管理担当

011-372-3311（内線 4104）